

改正

平成18年6月26日条例第45号

平成18年12月26日条例第74号

平成20年9月25日条例第41号

平成22年12月24日条例第66号

平成24年2月13日条例第1号

平成24年12月21日条例第33号

平成27年6月25日条例第33号

平成29年12月20日条例第34号

平成31年3月20日条例第5号

令和元年7月11日条例第9号

令和元年12月20日条例第58号

令和4年9月16日条例第19号

伊予市公園条例

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、法第2条第1項に規定する都市公園及び都市公園以外の公園（以下「その他の公園」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第1条の2 法第3条第1項の規定により条例で定める市が設置する都市公園の配置及び規模に関する技術的基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第1条の3 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする。

(市が設置する都市公園の配置及び規模の基準)

第1条の4 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じ

て市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準)

第1条の5 法第4条第1項の条例で定める一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積(国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。)の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する

建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(公園施設に関する制限)

第1条の6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(設置)

第2条 都市公園を別表第1のとおり設置する。

(行為の制限)

第3条 都市公園及びその他の公園（以下「公園」という。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
 - 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の規定により、占用の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は放置すること。
- (8) 公園をその用途以外に使用すること。
- (9) 指定された場所以外の場所でたき火をし、又は火気をもてあそぶこと。
- (10) その他公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第7条 有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第2のとおりとする。

- 2 有料公園施設の全部又は一部を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、有料公園施設の利用に関し必要な事項は、市長が定める。

(有料公園施設の開園時間及び休園日)

第8条 有料公園施設の開園時間及び休園日は、別表第3のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可申請書の記載事項)

第9条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事実施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 公園の復旧方法
- ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事実施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 公園の復旧方法
- (5) その他市長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第10条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(設計書等)

第11条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料等)

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は公園若しくは有料公園施設を利用しようとする者は、別表第4から別表第8まで又は別表第10に掲げる額の使用料又は占用料（以下第13条及び第16条において、「使用料等」という。）を納付しなければならない。ただし、電柱その他の物件を設置する目的で使用するとき、伊予市道路占用料徴収条例（平成17年伊予市条例第154号）別表の規定を準用する。

(使用料等の納付)

第13条 使用者又は占用者は、前条に規定する使用料等を当該許可の際、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、使用料等を分納又は延納させることができる。

2 既に納付した使用料等は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(自動販売機の占用料)

第14条 公園内に設置する自動販売機の占用料は、第12条の規定にかかわらず、別表第9に定める基準に基づいて算定した額とする。

(自動販売機の電力料金)

第15条 自動販売機に要する電力料金は、設置者の責めにおいて設置した個別の電力量計量器に表示された使用量に、所定の電気料単価を乗じた額とする。

2 前項に規定する電力料金は、第13条の規定にかかわらず、毎月の使用電力量に相当する額を市長の指定する日までに納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第16条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は公園を利用する者の責に帰することのできない理由によって、それらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(監督処分)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(届出)

第18条 次に各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占有に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられ

た者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(指定管理者)

第19条 公園の管理について、その目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で、別に定めるところにより市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせるものとする。

2 前項の規定により、公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 公園の維持管理に関する業務
- (2) 公園の利用許可に関する業務
- (3) 公園の運営に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

3 第1項の規定により、指定管理者に公園の管理を行わせる場合にあつては、第3条及び第7条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第12条中「使用料又は占用料」とあるのは「使用料、占用料又は利用料金」と、第13条中「使用者又は占用者」とあるのは「使用者、占用者又は利用者」と、「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、第16条中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、別表第5から別表第8まで及び別表第10中「使用料」とあるのは「利用料金」として、これらの規定を適用する。

(利用料金の決定及び收受)

第20条 前条第1項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合にあつては、前条第3項の規定において読み替えて適用する第12条の利用料金は、別表第5から別表第8まで及び別表第10に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

2 市長は、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用許可の取消し)

第21条 第19条第1項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合にあつては、指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は条件を変更し、制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 許可の目的又は条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (5) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (6) その他指定管理者が管理上支障があると認めたとき。

2 前項の場合において、利用者に損害を生ずることがあっても指定管理者は補償の責めを負わない。

(公園の区域の変更及び廃止)

第22条 市長は、公園の区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定地及び予定公園施設についての準用)

第23条 第3条から第21条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定地又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項(第23条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条(第23条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第17条第1項又は第2項(第23条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第26条 偽りその他不正な手段により使用料又は占用料の納付を免れた者は、その納付を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第27条 法第5条の11の規定により、市長に代わってその権限を行う者は、前2条の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の伊予市公園条例（平成4年伊予市条例第18号）、ふたみ潮風ふれあい公園設置及び管理に関する条例（平成6年双海町条例第22号）又はしもなだ運動公園設置及び管理に関する条例（平成11年双海町条例第12号）（以下を「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年6月26日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月26日条例第74号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の条例の規定により許可された使用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月25日条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理者に公園の管理業務を行わせる場合において、当該業務を行わせる日前に、改正前又は改正後の伊予市公園条例の規定により市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の利用に係るものに限る。）は、改正後の伊予市公園条例第19条の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成22年12月24日条例第66号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前までに、改正前の伊予市公園条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前までに、改正前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月13日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の伊予市公園条例の規定により許可を受けている自動販売機の設置に係る取扱いについては、その許可期限が満了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月21日条例第33号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月25日条例第33号）

この条例は、平成27年7月1日から施行する。ただし、別表第6に表を加える改正規定は、同年9月1日から施行する。

附 則（平成29年12月20日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月11日条例第9号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（伊予市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第3条の規定による改正後の伊予市公園条例別表第6、別表第7及び別表第10の規定

は、施行日以後の利用に係る使用料（宿泊を伴う利用の場合は、最初の利用の日から最後の利用の日までの期間が施行日以後にわたる使用料）について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 5 前項の規定にかかわらず、施行日前に発行された回数券の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月20日条例第58号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前までに、改正前の伊予市公園条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料及び占用料並びに発行された回数券の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月16日条例第19号）

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

都市公園

名称	位置	区域	供用開始年月日
五色浜公園	伊予市灘町	伊予市灘町、米湊及び尾崎地内	昭和46年4月1日
谷上山公園	伊予市上吾川	伊予市上吾川、稻荷、上三谷及び下三谷地内	昭和56年4月1日
本郡塩田児童公園	伊予市本郡	伊予市本郡地内	昭和56年4月1日
南新川児童公園	伊予市下吾川	伊予市下吾川地内	昭和61年12月8日
古茂池児童公園	伊予市尾崎	伊予市尾崎地内	平成5年4月1日
しおさい公園	伊予市森	伊予市森地内	平成6年11月7日
小林池公園	伊予市米湊	伊予市米湊地内	令和4年10月1日

別表第 2 (第 7 条関係)

有料公園施設

公園名	位置	有料公園施設の名称
五色浜公園	伊予市灘町	五色浜グラウンド
		五色浜プール
しおさい公園	伊予市森	伊予市民体育館
		伊予市民球場
		伊予市民テニス場
		伊予市民競技場
		ちびっこカート
		グラウンドゴルフ場
		サブ球技場
ふたみ潮風ふれあい公園	伊予市双海町高岸	潮風テニス場
		潮風みどりの広場
		潮風レストハウス
		潮風ふれあいの館
		潮風キャンプ場
		潮風ロッジ
しもなだ運動公園	伊予市双海町串	しもなだグラウンド
		しもなだ体育館

別表第 3 (第 8 条関係)

1 五色浜公園

施設名称	開園時間	休園日
五色浜グラウンド	午前 8 時 30 分から午後 7 時まで	12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
五色浜プール	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	9 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで

2 しおさい公園

施設名称	開園時間	休園日

伊予市民体育館	午前 8 時30分から午後 9 時30分まで	毎週月曜日及び12月28日から翌年 1 月 4 日まで (月曜日が休日の場合は、その翌日)
伊予市民球場	午前 8 時30分から午後 9 時30分まで	毎週月曜日及び12月28日から翌年 1 月 4 日まで (月曜日が休日の場合は、その翌日)
伊予市民テニスコート	午前 8 時30分から午後 9 時30分まで	毎週月曜日及び12月28日から翌年 1 月 4 日まで (月曜日が休日の場合は、その翌日)
伊予市民競技場	午前 8 時30分から午後 9 時30分まで	毎週月曜日及び12月28日から翌年 1 月 4 日まで (月曜日が休日の場合は、その翌日)
ちびっこカート	午前 8 時30分から午後 5 時まで	毎週月曜日及び12月28日から翌年 1 月 4 日まで (月曜日が休日の場合は、その翌日)
グラウンドゴルフ場	午前 8 時30分から午後 5 時まで	毎週月曜日及び12月28日から翌年 1 月 4 日まで (月曜日が休日の場合は、その翌日)
サブ球技場	午前 8 時30分から午後 5 時まで	毎週月曜日及び12月28日から翌年 1 月 4 日まで (月曜日が休日の場合は、その翌日)

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。

3 ふたみ潮風ふれあい公園

施設名称	開園時間	休園日
潮風テニスコート	午前 8 時30分から午後10時まで	毎週火曜日及び12月28日から翌年 1 月 4 日まで (火曜日が休日の場合は、その翌日)
潮風みどりの広	午前 8 時30分から午後10時まで	毎週火曜日及び12月28日から翌年 1 月

場	で	4日まで（火曜日が休日の場合は、その翌日）
潮風レストハウス	午前8時30分から午後10時まで	毎週火曜日及び12月28日から翌年1月4日まで（火曜日が休日の場合は、その翌日）
潮風ふれあいの館	午前8時30分から午後10時まで 宿泊者は、午後4時から翌日午前10時まで	毎週火曜日及び12月28日から翌年1月4日まで（火曜日が休日の場合は、その翌日）
潮風キャンプ場	午後2時から翌日午後1時まで	毎週火曜日及び12月28日から翌年1月4日まで（火曜日が休日の場合は、その翌日）
潮風ロッジ	午前8時30分から午後10時まで 宿泊者は、午後4時から翌日午前10時まで	毎週火曜日及び12月28日から翌年1月4日まで（火曜日が休日の場合は、その翌日）

備考 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

4 しもなだ運動公園

施設名称	開園時間	休園日
しもなだグラウンド	午前8時30分から午後9時30分まで	12月28日から翌年1月4日まで
しもなだ体育館	午前8時30分から午後10時まで	12月28日から翌年1月4日まで

別表第4（第12条関係）

1 公園施設を設け、又は管理する場合

区分	単位	使用料
公園施設を設ける場合	1 m ² 1 か月につき	60円
市が設置する公園施設を管理する場合	1 m ²	160円

	1 か月につき	
--	---------	--

2 公園を占用し、又は公園において行為をする場合

区分	単位	使用料又は占用料
行商、募金その他これらに類する行為 (第3条第1項第1号)	1 m ² 1 日につき	11円
業として写真又は映画の撮影行為 (第3条第1項第2号)	写真 写真機 1 台 1 日 につき	110円
	映画 1 時間につき	1,050円
興行を行うこと。 (第3条第1項第3号)	1 m ² 1 日につき	11円
競技会、展示会、博覧会、音楽会、撮影会その他 これらに類する催しのため、公園の全部又は一部 を独占して利用すること。 (第3条第1項第4号)	1 m ² 1 日につき	11円

(注)

- 1 使用面積が 1 m²未満のときは 1 m²とし、使用面積に 1 m²未満の端数があるときはこれを切り上げて計算する。
- 2 使用時間が 1 時間未満のときは 1 時間とし、使用時間に 1 時間未満の端数があるときはこれを切り上げて計算する。
- 3 使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用期間が 1 か月に満たない場合は、その月の日数に応じて日額計算により計算する。ただし、計算した額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第 5 (第12条関係)

五色浜公園施設の使用料

施設名称	使用者	単位	使用料	備考
五色浜グラウンド	一般	4 時間を超え 8 時間以内	4,400円	
		2 時間を超え 4 時間以内	2,730円	

		2時間以内	1,370円		
	学生等	4時間を超え 8時間以内	2,730円		
		2時間を超え 4時間以内	1,680円		
		2時間以内	860円		
五色浜プール		一般	普通券	200円	
			回数券	2,000円	11枚つづり
	生徒等	普通券	100円		
		回数券	1,000円	11枚つづり	

(注)

1 五色浜グラウンドの使用の場合

- (1) 市内居住者以外の者が使用する場合は、上記使用料に20パーセントを乗じて得た額を加算する。
- (2) 「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生、幼稚園児、保育所入所児童その他これらに準ずる者をいう。

2 五色浜プールの使用の場合

- (1) 「生徒等」とは、中学校の生徒以下3歳児以上の者をいう。
- (2) 3歳児未満の者の使用料は、無料とする。
- (3) プールの使用は、1回当たりとする。

別表第6 (第12条関係)

しおさい公園施設の使用料

1 伊予市民体育館

使用区分				使用料				備考
				8時30分 から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	8時30分 から 21時30分 まで	
専用	アリ	アマ	入場料を徴収し	7,130円	11,950円	11,950円	28,600円	アマチュアス

使用する 場合	ーナ チュ アス ポー ツ アマ チュ アス ポー ツ以 外の もの	ないとき					ポーツの入場 料を徴収しな いときで、床 面積の3分の 1、2分の1、 3分の2に限 って使用する 場合は、各々 の割合に相当 する額とす る。 床面積の3分 の1及び3分 の2に限って 使用する場合 は、各々の割 合に相当する 額とする。
		入場料を徴収す るとき	21,590円	35,940円	35,940円	86,220円	
		入場料を徴収し ないとき	43,170円	72,080円	72,080円	176,110 円	
		入場料を徴収す るとき又は営利 目的のとき	86,430円	144,160 円	144,160 円	352,320 円	
	会議室		1,370円	1,890円	2,520円	4,930円	
個人 使用 する 場合	使用区分			使用料		備考	
	トレーニング 室	一般及び 高校生以 上	普通	1人1回	290円		
			回数券	11枚つづり	2,900円		
	卓球場	一般及び高校生以上	中学生以下	1面1時間	390円		
			中学生以下	1面1時間	160円		
	アリーナでの 部分使用	一般及び高校生以上	中学生以下	1人1時間	320円		
中学生以下			1人1時間	160円			

(注)

- 1 市内居住者以外の者が専用使用する場合は、次の算式に基づき算定した割増使用料を徴収する。

$$\text{割増使用料} = \text{使用料} \times 0.2$$

2 次に掲げる施設の専用使用において冷暖房を使用する場合は、当該算式に基づき算定した冷暖房使用料を徴収する。

(1) アリーナ 冷暖房使用料 = 使用時間 × 8,540円

(2) 会議室 冷暖房使用料 = (使用料 + 割増使用料) × 0.7

3 使用許可時間を超過した場合は、次の算式に基づき算定した超過使用料を徴収する。ただし、超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときはこれを切り上げるものとする。

$$\text{超過使用料} = \left(\left(\text{使用料} + \text{割増使用料} \right) \div \text{使用許可時間} \right) \times 1.3 \times \text{超過時間}$$

4 割増使用料、冷暖房使用料又は超過使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

5 アリーナの部分使用については、専用使用がない場合に限るものとする。

2 伊予市民球場

使用区分	使用者	使用料			
		8時30分から 12時まで	12時から 17時まで	8時30分から 17時まで	17時から 21時30分まで
入場料を徴収 しないとき	一般	4,720円	6,400円	9,430円	6,400円
	学生等	2,830円	3,780円	5,560円	3,780円
入場料を徴収 するとき	一般	—	—	19,180円	12,790円
	学生等	—	—	11,420円	7,650円

(注)

1 市内居住者以外の者が使用する場合は、上記使用料に20パーセントを乗じて得た額を加算する。

2 「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生、幼稚園児、保育所入所児童その他これらに準ずる者をいう。

3 伊予市民テニス場

単位	使用区分	使用者	使用料
1面1時間当 たり	入場料を徴収しないとき	市内	910円
		市外	1,050円

入場料を徴収するとき	学生等	市内	540円
		市外	630円
	一般	市内	1,790円
		市外	2,100円
	学生等	市内	1,050円
		市外	1,260円

(注) 「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生、幼稚園児、保育所入所児童
その他これらに準ずる者をいう。

4 伊予市民競技場

使用区分		使用者	使用料				
			8時30分から12時まで	12時から17時まで	8時30分から17時まで	17時から21時30分まで	
専用使用する 場合	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般	6,290円	8,280円	12,470円	8,280円
		学生等	3,780円	5,030円	7,440円	5,030円	
	入場料を徴収するとき	一般	12,580円	16,660円	25,040円	16,660円	
		学生等	7,550円	10,060円	14,990円	10,060円	
	アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき	一般	37,720円	50,290円	75,330円	50,290円
		学生等	22,630円	30,180円	45,160円	30,180円	
	入場料を徴収するとき	一般	75,430円	100,580円	150,760円	100,580円	
		学生等	45,260円	60,350円	90,410円	60,350円	
個人使用する 場合	1人1回	使用者	使用料	備考			
		一般	160円				
	学生等	100円					
	回数券	一般	1,600円	11枚つづり			
学生等		1,000円					

(注)

- 1 市内居住者以外の者が使用する場合は、上記使用料に20パーセントを乗じて得た額を加算する。
- 2 「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生、幼稚園児、保育所入所児童その他これらに準ずる者をいう。
- 3 半面を専用使用する場合の使用料の額は、上記使用料の50パーセントとする。
- 4 個人使用する場合は、個人が陸上競技を目的として使用することをいう。この場合において、トラック内側フィールド内芝生部分の使用をすることはできない。また、他の団体等が使用している場合においては使用を制限する場合がある。
- 5 ちびっこカート

単位	使用料
1回当たり	100円

6 グラウンドゴルフ場

単位	使用者		使用料	備考
1面1時間当たり	一般	市内	3,260円	
		市外	3,920円	
	学生等	市内	1,960円	
		市外	2,350円	

(注)

- 1 「市外」とは、市内居住者以外の者をいう。
- 2 「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生、幼稚園児、保育所入所児童その他これらに準ずる者をいう。

7 サブ球技場

単位	使用者		使用料	備考
1面1時間当たり	一般	市内	1,230円	
		市外	1,470円	
	学生等	市内	740円	
		市外	880円	

(注)

- 1 「市外」とは、市内居住者以外の者をいう。
- 2 「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生、幼稚園児、保育所入所児童その他これらに準ずる者をいう。

別表第7（第12条関係）

ふたみ潮風ふれあい公園施設の使用料

1 潮風テニス場

単位	使用者	使用料	備考
1面1時間当たり	市内	630円	
	市外	760円	
半面（練習用）1時間当たり	市内	240円	練習用
	市外	280円	

（注）「市外」とは、市内居住者以外の者をいう。

2 潮風みどりの広場

使用者		使用料			備考
		8時30分から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	
一般	市内	1,890円	2,730円	2,730円	半面を使用する場合の 使用料の額は、使用料の 50パーセントとする。
	市外	2,200円	3,250円	3,250円	
学生等	市内	1,050円	1,580円	1,580円	
	市外	1,260円	1,890円	1,890円	

（注）

- 1 「市外」とは、市内居住者以外の者をいう。
- 2 「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生、幼稚園児、保育所入所児童その他これらに準ずる者をいう。

3 潮風レストハウス

使用者		使用料					
		8時30分から 12時まで		12時から 17時まで		17時から 22時まで	
		通常使用	冷暖房使用	通常使用	冷暖房使用	通常使用	冷暖房使用

一般	市内	640円	960円	930円	1,370円	930円	1,370円
	市外	770円	1,050円	1,050円	1,470円	1,050円	1,470円
学生等	市内	380円	570円	550円	820円	550円	820円
	市外	460円	640円	650円	930円	650円	930円

(注)

- 1 「市外」とは、市内居住者以外の者をいう。
- 2 「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生、幼稚園児、保育所入所児童その他これらに準ずる者をいう。

4 潮風ふれあいの館

施設名称	使用料	宿泊料	備考
研修室（1階）	8時30分から12時まで 2,620円 12時から17時まで 3,880円 17時から22時まで 3,880円 8時30分から22時まで 8,910円		1 宿泊者の使用時間は、原則として16時から翌日の10時までとする。
体験学習室	8時30分から12時まで 1,790円 12時から17時まで 2,620円 17時から22時まで 2,620円 8時30分から22時まで 6,080円	1室 9,430円 中学生以上 1,580円 小学生 1,050円 小学生未満 790円	2 前記1の使用時間を超過して引き続き部屋を使用する場合は、左記に定める使用料を加算する。ただし、
宿泊室（6畳）	10時から16時まで 1室につき1,680円	1室 2,310円 中学生以上 1,580円 小学生 1,050円 小学生未満 790円	2泊以上継続して使用する場合は、左記の宿泊料に泊数を乗じた金額とする。
研修室（2階）	10時から16時まで 1日 8,280円	1室 9,430円 中学生以上 1,580円 小学生 1,050円	3 宿泊料（部屋代を除く。）の小学生未満とは、幼稚園児、保育所の入

		小学生未満 790円	所児童等をいう。
厨房・食堂	1回 2,310円		宿泊者が厨房・食堂を使用する場合は、無料とする。

5 潮風キャンプ場

区分	使用料	備考
1 区画24時間以内	790円	1 使用時間は、14時から翌日の13時までとする。 2 超過時間 1時間当たり50円を追加する。

6 潮風ロッジ

区分	使用料	備考
宿泊	1棟当たり 4,720円	1 宿泊者の使用時間は、16時から翌日の10時までとする。
休憩	1時間当たり 330円	2 連泊は、4,720円に泊数を乗じた金額とする。 3 超過時間 1時間当たり340円を追加する。

別表第8（第12条関係）

しもなだ運動公園施設の使用料

1 しもなだグラウンド

使用者		使用料			備考
		8時30分から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時30分まで	
一般	市内	1,790円	2,620円	2,410円	半面を使用する場合の 使用料の額は、使用料 の50パーセントとす る。
	市外	2,100円	3,150円	2,830円	
学生等	市内	1,050円	1,580円	1,370円	
	市外	1,260円	1,890円	1,580円	

(注)

- 「市外」とは、市内居住者以外の者をいう。
- 「学生等」とは、大学生、高校生、中学生、小学生、幼稚園児、保育所入所児童その他これらに準ずる者をいう。

2 しもなだ体育館

施設名称	使用者	使用料			備考
		8時30分から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 22時まで	
アリーナ	市内	550円	790円	790円	バレーコート1面 当たりの使用料
	市外	650円	950円	950円	
ミーティ ングルー ム	市内	550円	790円	790円	
	市外	650円	950円	950円	

(注) 「市外」とは、市内居住者以外の者をいう。

別表第9 (第14条関係)

自動販売機の占用料

設置位置	算定基準
屋内	占用面積1㎡当たり、1か月につき、2,100円(入札、公募等を経て許可をする場合は、当該入札、公募等の落札金額等)
屋外	占用面積1㎡当たり、1か月につき、1,050円(入札、公募等を経て許可をする場合は、当該入札、公募等の落札金額等)
(注)	
1 面積の計算は、小数点以下第2位を切り上げるものとする。	
2 期間が1か月に満たないときは、1か月として計算する。	

別表第10 (第12条関係)

1 しおさい公園

伊予市民体育館設備及び器具の使用料

設備・器具名	単位	入場料を徴収しない とき	入場料を徴収する とき
ステージ照明装置	1式1回につき	3,200円	6,410円
アリーナの放送設備	1式1回につき	3,200円	6,410円
会議室用放送設備	1式1回につき	320円	640円
電光得点表示装置	1式1回につき	210円	420円
フロアーシート	全面1回につき	3,200円	6,410円

(注) フロアシートについては、面積割合とする。

伊予市民球場設備及び器具の使用料

使用区分		使用料		
放送設備		午前 1,060円	午後 1,600円	全日 2,130円
得点表示装置		1試合 540円		
夜間照明設備	全灯	1時間 7,550円		
	半灯	1時間 5,030円		

伊予市民テニス場設備及び器具の使用料

設備・器具名	単位	使用料	備考
夜間照明設備	2時間 ただし、センターコートは1時間30分	1,260円	
放送設備	1時間	320円	

伊予市民競技場設備及び器具の使用料

使用区分		使用料		
放送設備		午前1,050円	午後1,580円	全日2,100円
夜間照明設備	全灯	2時間 13,620円		
	陸上	2時間 8,280円		
	サッカー	2時間 6,710円		
	ソフトボール1面	2時間 3,250円		
	ゲートボール場	2時間 160円		

2 ふたみ潮風ふれあい公園

潮風テニス場設備使用料

設備名	単位	使用料	備考
夜間照明設備	1時間	630円	

潮風みどりの広場設備使用料

設備名	単位	使用料	備考
夜間照明設備	1時間	1,890円	

3 しもなだ運動公園

しもなだグラウンド設備使用料

設備名	単位	使用料	備考
夜間照明設備	1 時間	1,580円	